

総務産業常任委員会会議録（特急反訳）

【速報版】

令和5年9月12日

午前10時 開会

○河部委員長 おはようございます。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから総務産業常任委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本常任委員会に付託されました議案第5号「泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第9号「泉南市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」並びに議案第33号「動産の買入れ」についての以上4件について審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

なお、本常任委員会に付託されました議案については、委員会付託事件一覧表としてタブレットに掲載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、許可いたします。

○山本市長 ただいま委員長から許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

いよいよ委員会で議案審議をしていただくわけでございます。今回も企業立地に関する条例も含めておりますし、重要な議案がございますので、ぜひとも慎重審議をいただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○河部委員長 委員及び理事者に申し上げます。質疑及び答弁につきましては、インターネット中継を御覧の皆様には発言者が分かるよう、御起立いただきますようお願いいたします。

これより議案の審査を行います。議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○河部委員長 御異議なしと認めます。よって審査

の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第5号「泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○澁谷委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号で、このたび泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会というふうに名を改めまして発足されて、今までのJR新家駅とか、それから樽井駅ですか、そっちのほうのバリアフリー構想の協議会が終わったというふうに理解しています。

まず、この新しい泉南市のバリアフリー基本構想の今回立ち上げた構成メンバーの委員数というのはわかりますでしょうか。また、今までとあまり変わらないと思うんですけども、今まであった協議会と、その委員さんの団体名、または職業、そこら辺を少し教えていただきたいと思います。

○市川都市整備部次長兼都市政策課長 ただいま御質問のありました泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会でございます。現在まだ委嘱等をしておりません。もともと新家駅と樽井駅でバリアフリーの基本構想があったんですけども、その当時の構成メンバーと恐らく変わらずに、必要なときに恐らく委嘱していく形になると思います。

学識経験の方が、バリアフリー工学の先生が大体2名と、リハビリ関係の先生が1名で3名、それから障害者の団体の方が、各部会がございますので、肢体の障害の方、視覚障害の方、聴覚障害の方、それから障害者の親の会の方とか、その団体の方が大体5名です。

あと、老人クラブの方が1名と、駅周辺の地元の区長さんが1名、それから婦人会の方が1名、あと社会福祉協議会から1名、あとは公共交通事業者として、駅、例えば南海電鉄さんでいうと南海電鉄さんになるんですけども、JRさんですとJRさんになるという形です。

それから、バスの運行事業者ということで、バスがあるところはウイングバスさんか、岩出から来るバスであれば和歌山バス那賀さん、あとは道

路管理者として、岸和田土木事務所の方とか、国土交通省と関係あれば国土交通省、大阪国道事務所、それからあと公安委員会、警察から音声信号とか横断歩道の敷き方などで御意見をいただくということで公安委員会、それから泉南市の中では公共交通担当の部署と福祉担当の部署、それから道路管理者、人権に関係する部署から出ていると。

あとは、国土交通省の運輸局のほうからアドバイザーとして来ていただいたり、あと大阪府のほうにも福祉のまちづくり条例担当のところからアドバイザーで来ていただいたり、あとは近畿地方整備局からアドバイスをいただくという形で、大体24名ぐらいになると予定しております。

これにつきましては、また協議会をつくるときに庁内の関係部局と、あと道路管理者、それから交通事業者と協議の上でメンバーを選んでいくという形になっております。

以上でございます。

○澁谷委員 ありがとうございます。費用は今言われました24名程度、前回はそうだったと思うんですが、一律7,500円でよろしいんですね。

そうしたら、私よく地元で今まで、一番最初に和泉砂川駅が一番乗降客が多かったと思うので、和泉砂川駅のバリアフリー化、それから続いて樽井駅、新家駅とバリアフリー化されまして、残るは泉南市にある4駅のうちの南海の岡田浦駅だけです。

岡田浦駅の周辺には、御存じのとおり高齢者の方がだんだん増えてきて、本当市民の方から、もう署名なり何なりバリアフリー、岡田浦駅は御存じのとおり、やっぱり階段であっちの上り下り移動しないといけなくなっている状態ですよ。

もうすごくやっぱり荷物を持って移動するのがつらいと、何とかバリアフリーにできないものかということで、ちょっと調べたところ、バリアフリー法が改正されて、それからいくと和泉砂川駅では1万人を越すぐらいの乗降客ですよ。

樽井と新家が5,000人を超えています。岡田浦駅は2,600人程度なので、このときのあれでは5,000人以上でないとこの中に、枠には入れないみたいなことを書かれていたんですけども、

これはどうなりますかね。その対象になるものかどうか、この辺のことをちょっとお聞かせください。

○市川都市整備部次長兼都市政策課長 バリアフリー法も5,000人から3,000人に人員の変更というのが、やっぱり年々行われておまして、今最新の状況では、基本構想の重要な建物といいますか、バリアフリー化しなければいけないものとして位置づけられた駅舎、ちょっとややこしいんですけども、基本構想策定した区域内にある駅舎については、2,000人から3,000人までのものについては、国土交通省から支援をいただけるというふうな制度が変わってございます。

以上でございます。

○河部委員長 澁谷委員、3回目です。

○澁谷委員 結構です。ありがとうございました。

○大森委員 バリアフリーというてもいろいろ範囲が広いと思うんですけども、今回この改正の中で、特定して地域を指定するというようなことは、もうなくなるんですかね。

そういうこととか、広い意味でいうたら、買い物難民とか、そういうのなどもバリアフリーに入るのかと思ったりとか、それからこれは歩道にしろ、人が歩くところで舗装が十分できていなくて、石ころがあつてつまずいたとか、段差があるとかいうところ、幅広い幾つかのそういうふうな、道の整備の問題とかあるんですけども、そういうことも含めて議論されるようなことになっているんですかね。その辺のところを教えてください。

○市川都市整備部次長兼都市政策課長 まず、1つずつ特定の地域ということで、今回樽井駅周辺と新家駅周辺というのを、泉南市という形で1つにまとめるという形になるんですけども、樽井駅と新家駅をもともと大体同じ時期に基本構想をつくるという作業をしていました。

JRさんはJRさんで、南海さんは南海さんということで、別の協議会を立ち上げるという形で進めておりました。

同じ土俵の上で2つの駅について話し合うというのは、ちょっと難しいという状況がございましたので、2つに分けさせていただいていましたというところでございます。

今後、1つにまとめたということで、バリアフリー化されていない岡田浦駅の議論も多分出てくると思うんですけども、こちらの場合もこの1つの名前になった泉南市バリアフリー基本構想策定協議会という名前で開催して、協議会として成り立っていくのかなというふうに思います。

それから、和泉砂川駅については、ちょっと古い法律に基づいてやっていますので、そのまた再検討とかというの、またこの協議会の中で考えていくというのもあり得るのかなというふうに思っています。

それから、買い物困難者が入るかというところなんですけれども、基本的にはバリアフリー基本構想ということで、バリアフリー法に基づいたものを所管しているというイメージです。

ただ、もう少し前になるんですけども、基本構想策定協議会の中では、様々な御意見はいただきますので、それはそれでお聞きはするんですけども、基本構想の中に入れられるかといいますと、それはちょっと趣旨にはそぐわないのかなと。

歩道と舗装等々なんですけれども、もちろん舗装はきれいにするとかしないという議論はあるんですけども、バリアフリー化の基本的な方針としては、歩道の幅とか、歩道の勾配、それから段差の解消というところですので、基本的には歩道を付けるか、歩道をバリアフリー化するというのが主眼になっております。

ただ、歩道がない道路もありますので、その場合はちょっと舗装の改善とかいうのも、整備計画の中に入れることは可能であるというふうに思っております。

以上でございます。

○大森委員 この基本構想というのは、基本は駅周辺ということに限定されているものなんですかね。それが1つと、新家についても樽井についても、これでおしまいということではなくて、議論は、泉南市の市内の駅の全体の問題として和泉砂川も含めて、岡田浦も含めてそれはやっていくということがいいんでしょうかね。

駅以外のところの地域の基本構想みたいなものは、もうこれはないというふうに考えていいんですかね。

○市川都市整備部次長兼都市政策課長 基本的には駅周辺でやっていますけれども、別に市役所周辺、市役所を中心にやっても構わないのかなと思います。

ただ、この法律が改正されてから、民間施設もバリアフリー化しないといけないという努力義務がかかってきます。例えば駅近くに銀行があるとか、郵便局があるという場合は、その銀行さんにもどうですか、バリアフリー化できませんかというふうなことは、郵便局さんにもお伺いしてつくっていくというふうな形になってきます。

ですから、生活の中心となる、生活拠点を中心に基本構想を立てるとというのがバリアフリー法になっています。

ただ、基本的にやっぱり多いと言われているのは、駅を中心につくるというのが、多いと思われています。駅から徒歩圏を大体めどとして、その中にある建物も含めて検討していくというのが、この法律の立て付けになっております。

以上でございます。

○大森委員 駅周辺が中心だということは分かりましたけれども、おっしゃるように、駅周辺であったりとか、それから子どもたちが来るような、この辺でしたら幼稚園があったり、文化ホールがあったり、図書館があったり、泉南中学校があったり、この周辺とか、あと福祉施設のあるあいびあ周辺とかいうようなところを、やっぱりバリアフリーを進めてほしいというのを思うんです。

担当地域をそういう、この地域のことという基本計画しなくても、やっぱり市が市民の声を、そういう声を聞き取れるような体制をつくってほしいというふうに思うんですけども、その点どんなふうに考えておられますか。

○市川都市整備部次長兼都市政策課長 委員おっしゃったように、今回、駅にこだわれば4駅全てで担当できるような協議会になっていると。それから、要望等ございましたら、市役所周辺とか中央施設を中心にはできるんじゃないかなと思います。

ただ、樽井中心、和泉砂川中心にかけますと、大体この市役所、あいびあ辺りが全て入ってくる形になりますので、大体泉南市の都市の構造からいきますと、4駅で円を描きますと、大体主要な

構造物といえますか、建物も入ってくるのかなと思います。

ですから、その駅にこだわらないといえますか、地域にこだわらずにバリアフリーに関する協議ができる附属機関にするというのが、今回の意図でございます。

以上でございます。

○河部委員長 ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○河部委員長 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○大森委員 まず1つ目に、趣旨としては、頑張った職員さんに対して給料をプラスするような形でモチベーションを高めたりとか、そういう努力に報いるような形にしたいというふうな趣旨だと思うんですけども、それはちょっとそれでいいのかどうか、お答え願いたいと思います。

ただ、努力したのをどうやって見極めるかとかというのは、非常に難しい問題だというふうには思うんですけども、そういうことの御心配はされているのかどうか、1つお答え願いたいと思います。

それと、よくやったという人にプラスする金額ですけども、それはどれぐらいの金額、最大で幾らぐらいになるというふうなことになるんでしょうかね。

それから、そのプラスにする原資はどこから持ってくるのかということなんですけれども、お聞きすると、これは言葉がどうか分かりませんが、評価されない方というか、100%の給料から0.02%減にして、その人の評価されていない、一番下のランクになると給料が下がる人が出てきて、その分を充てるということだというふうにお

聞きしたんですけれども、こういう人は何人ぐらい出る予定になるんですかね。それは幾らぐらい減る。平均とか最大とか計算されていたら、それをお答え願いたいというふうに思います。

職員さんのやる気を引き出すということも、この条例の改正の1つの要因だというふうに聞きまされども、こういう評価されていないと、給料を引き下がる方ですよね。こういう人の気持ちとか、こういう人を選び出す担当の上司の方の気持ちとか、そういう査定する市の職員の事務量なんかを考えると、大変なストレスというか、業務も増えてくるんじゃないかと思うんですけども、その点どんなふうに考えておられるのか。

それと、結局あれですかね、課であれば課長がやる。課長の評価は部長がやると。部長の評価は副市長がやると、こういうふうな形になっていくんですかね。

そうしたらやっぱり給料を引き上げようと、やっぱり、上司の顔を、気に入られるようにしようとか、逆らわんようにしようとか、そういうふうになるというのは、やっぱり人情だと思うんですけども。

そういうふうにならんでほしいんですけども、でもやっぱりその人の采配で明確な基準があるわけではありませんから、上に向いていくんじゃないかと。行く行くは最終的には市長の考えにどんだけしていくかという、そういう型式ができていくんじゃないかというふうに思います。

そうなれば、例えば今盛んに市が言われているのは、稼ぐ、稼ぐということを言われていますので、稼ぐところにおる人らは、稼ぐことを提案する人は評価が高くなるんじゃないかと。

稼がない人はどうなのか。稼がないような部署もありますよね。稼がないところの部署の人はどうするかと。稼がへん者は減らしていくと、今もずっとそんなふうになりつつあると思うんですけども、そういうことが加速されるんじゃないかというふうに思うので、その点どんなふうに考えておられるのか。

あと最後に1つお聞きしたいんですけども、職員の皆さんの課題というのはいろいろあると思うんですけども。

例えば、女性管理職が少ないとか、やっぱり人手が少ないということから、やっぱりミスがなくなるとか、それからこれも人手が少ないということから、やっぱり長時間労働なんかがあるということがあると思います。

こういう課題に関わって、今回のこの条例の制定というのは何か役に立つとか、こういうことが解消できますよとか、こういうことも考えて、解消できるんじゃないにしろ、こんなふうなことも考えていますよとかいうことがあれば、ちょっとお答えください。

○石谷行政経営部参事　たくさん質問をいただいたので、順番にお答えします。

まず、モチベーションが保たれるのか、それでいいのかということですが、泉南市の人事評価制度の導入の狙いとしては、チームづくりを応援してやっぱり自治力を高めて、個人のキャリアデザインを応援して、職員力を高めていこうと。

質の高い行政サービスの提供というのを実現していこうというのを、一応目標として掲げております。

結果、評価されることによってモチベーションも上がると思いますし、やっぱり頑張ったところを認められるということは、一番大きいのではないかと考えています。

どうやって見極めるのか、難しいのではないかと、ということなんですけれども、委員おっしゃるように、やっぱり評価するのは、それぞれ係員でいえば管理する所属長ということになります。

そういうミスマッチを防ぐために、評価、目標設定の折に、目標のレベル設定というのをを行うんですけれども、そのレベル設定が全庁的に見て妥当かどうかというのを、部内の調整会議や市全体の連絡会議を行って、そのレベル設定が妥当かどうかという、その評価のばらつきをなくすために実施するような制度設計となっております。

また、もちろんおっしゃるように、課員の評価者は、一次評価者として自己評価をした上で、管理職が評価をして、また課長の評価を部長が評価してという形になるんですけれども、二次評価者として、その評価が妥当かどうかというか、きちんと評価がされているかどうか、確認者という意

味合いで、それぞれの係員については、その部署の部長級の職員が確認をするという形の制度設計となっております。そういう部分できちっとした評価ができるような制度設計をしております。

あと、プラスする金額ということなんですけれども、どれぐらいかと、その職階に応じてさまざまになります。例えば係員級でしたら、その良好と特に優秀との差については約2万7,000円、係長級になりますと、その良好と特に優秀という差は約4万1,000円という形で、職階に応じてその金額はやっぱり変わるような形になっています。

あと、原資はどこからということなんですけど、先ほど下位評価から取るというふうに委員おっしゃっていただいたんですけれども、全体から0.02%というのを集めます。それを上位の5%、20%に配分するというような形を取ります。

下位評価に関しましては、絶対評価という形を取っております。それぞれその基準点というのを設定しております。基準点より以下が下位の評価で、そこはちょっと減額するというような制度設計となっております。

あと、やる気を引き出すということで、評価されていない人の気持ちということなんですけれども、もちろんこの評価をするに当たって、密に管理職と係員との面談というのを、きちっとしていただくということを、今回の制度ではなく、もともとの制度設計から申し上げております。

やっぱりコミュニケーションを密に取ることで、また管理職がそれぞれの職員の行動観察、どれだけ仕事を頑張っているか、どの部分ができていないかということを見極めて、記録を付けて、それに基づいてきちっと評価することで納得性は得られるのではないかと、いうふうに考えております。

あとは、管理職がやることで、上司の顔色を見るのではないかと、いう質問なんですけれども、今回の制度から、マネジメントサポート制度というのを導入しております。例えば管理職、課長のその評価をそれぞれの所属の係員が数名評価の参考にするということです。

例えば、私の評価を、秘書人事課の係員3名を選んで、その3名の評価を部長級に提出して、そ

の部長が私を評価するに当たって、それを参考にしながら評価するというような評価制度となっていて、上からばかりの評価ではない。下からの評価も参考にできるというような制度設計を行っております。

あと、おっしゃるように、どうしても目標設定をする場合に、高い目標設定しやすい部署と、通常業務を毎日コツコツとしないといけないことをきちっとやるという、ルーチンワークの多い部署というのがございます。

こういう高い目標設定しやすい部署と、そうでない部署というところに関しては、その高い目標を設定したところの達成度の評価と、あとルーチンワークが多いところは、どうしても高い目標設定をできないところに関して、達成度に応じてプラスアルファ、得点が取れるような制度設計となっております。

ルーチンワークが多い職場でも、きちっと達成すると、その高い目標を設定した、その部署より得点が高くなるような制度設計を行っています。

先ほど原資はどこからという説明で、0.02%と言ったんですけれども、0.02月ということで、現状の勤勉手当は、通常の職員の月額給料の1.00月を配分するという形で条例で定められております。

その部分を0.02月分、要は2%というのを全体から集めまして、上位に配分するという制度設計になっております。すみません、訂正いたします。

あと、問題・課題というところで、女性管理職とかが少ないとか、人手、職員が少ないとかという部分に対してのこの制度によって何か役に立つのかという質問です。

ストレートに直結して何かがすぐにということではないと思うんですが、やっぱり委員が最初におっしゃっていただいたとおり、より頑張っている職員が、評価されるというところにおいて、モチベーションが上がってくれば、業務の効率も上がってくると思われます。

そういった部分で、今さまざまところで課題となっているところに対しても、効果があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○大森委員 まず最初に、府下の導入されている状

況が分かれば教えてください。

それと、評価されるということが非常にやっぱりうれしいとか、それはもう喜ばしい、自分にとって良く評価されるというのは、やっぱりうれしいことやから、それはモチベーションになるということです。

一方でやっぱり評価されたいというふうになってきますよね、当然ね。それから評価云々とありますけれども、例えば努力していないような職員さんがいるのかどうかですね。それは個別にはあるかもしれませんが、それはもう個別の問題であって、何ていうかな、0.02月分の減になるような人は、相対的に何%かなんかでつくりますかね、割合で。そういうことをする必要あるのかというふうに思いますよね。

あと、これ2万7,000円と4万1,000円というのは、やっぱり年間ですかね。給料が増える、減るという話は。増える分の話、係長、課長級が幾らとかなんかとおっしゃったけれども。

それと、減る人はどれぐらい減るんですかね。形としては、なんか一遍全員から取ると、0.02月分なり、なんか取ってと言うけれども、それから上がらない人が出てくるわけでしょう。それは最大でどれぐらい減るということになるんですかね。

コミュニケーションを密に取るようなことをしていったって、何かこの制度によって問題が起こらないようにすると言うけれども、さっきおっしゃったけれども、この制度は、このコミュニケーションを密にやるというのは、この制度がなくてもやっていることだとおっしゃったんですよね。

それでいいのと違いますか。別にこの制度を入れることによって、入れなくたって今までどおりコミュニケーションを図るようなことでやっていけばいいんであって、いろいろこの体制のこととか、いろんなことをおっしゃったけれども、これが本当に上司の方が身につけて、いろんな人からもまた下からも意見を聞くんだというようなことをおっしゃいました。

そういう業務量というのが大変やし、それだけやってもやっぱりちゃんと平等にできるかどうかということは、上司は不安やと思いますよ。相対的評価やから、何人かはできたという人をつくら

なあかんし、何人かはできていない人をつくらなあかん。

この間、全部みんな一生懸命やっているやというふうにあっても、そういう評価はできないことになっているんじゃないですかね。

チームづくりが大事だというのは、それはもうそのとおりやと思いますけれども、ただどういうんかな、こういう例がないことはないよね。やっぱり評価されたいからチームの中で足を引っ張るということは、これはないことはない。そういうことではいろんな問題になったようなことは、皆さんも御存じのとおりやと思いますけれども、ないことはない。

それと、評価されないところがあるとおっしゃったけれども、ただ窓口なんかでいろんな市民の要望を聞いたりとか、相談に乗っている方なんていうのは、どんなふうな目標を立てたらいいんですかね。

1日何人の話を聞きますとか、1日の人を長く聞くことはなくて、できるだけ短い時間に切り上げますとか、そんなことは書けませんわね。けれども、こういうところでもじっくり話を聞いて対応しますというようなことは、なかなか難しいのと違いますかね。

前にお聞きしたけれども、税金の滞納対策ですけども、3,000人ぐらい滞納者がいらっしやあって、6人で滞納の回収をするとおっしゃっていましたよね。1人500件ぐらい持つということですよ。これはもう四苦八苦していますよね。

こういう方が例えばどうやって高い目標を持つんやという、たくさんの方をたくさんできるだけ早く処理しますというようなことになれば、それは厳しい取立てというか、もうすぐに銀行の差押えとか、安易な方法でやっていくと、十分納税相談とかできないんじゃないかという心配も起こってきますよね。

だから、そういう窓口とかそういうところで頑張っている方の評価というのは、ちゃんとできないんじゃないかというふうに思うんですけども、その点どんなふうに考えているのか。

あと、この間の質問のところで、理想の職員像みたいなお話をされましたよね。市民の中に入っ

ていって、そこでその市民の要望を聞いたり課題を聞いたりして実現していくと、そういう職員像の話をされませんでしたか。聞いたような気がしたんですが、そんなことないですか。

そういう職員像、僕はそういうのを聞いた覚えがあって、違っていたらあれですけども、違っていたら困るので、どういう泉南市の職員というのは、理想というか、こういう職員になってほしいとかいうようなことがあれば、ちょっとお答えください。

○北野秘書人事課長 まず、他市の状況からなんですけれども、大阪府下では、大体8割、9割、大方導入しているところがもう多数となっております。

管理職については多数なんですけれども、一般職、管理職以外については7割程度というところというので把握はしております。

先ほどお話のありました影響額の話なんですけれども、先ほど言いました係員2万7,000円程度、係長級で4万円程度という話なんですけれども、これは1回当たりの金額になりますので、ボーナスが年間2回ありますので、2回であればその倍になる形になっています。

ですので、特に優秀であれば、係員で2万7,000円、大方5万円程度の増額になるというところ、係長であれば大方8万円の増額になるというところがございます。

以上でございます。（「減るほうは、減るほう」の声あり）

○石谷行政経営部参事 減るほうですね。減るほうについては、同じ額になっています。特に優秀だったらプラス2万7,000円が、全く良好でないになるとマイナスの2万7,000円、また一番高い評価と一番低い評価というのは、真ん中から同数、増えるか減るかという形です。

ただ、先ほど申し上げたとおり、相対的に特に5段階評価になるんですけども、特に優秀、優秀、良好、やや良好でない、良好でないと、それを全部に相対評価をしていくのではなくて、標準に対して上の特に優秀はそれぞれの集団ごとにグループ化して、そこの中で点数を基準点を決めて上5%、20%というのを決めるんですけど、下位評

価に関しては、相対的に下から5%、20%と必ず取るということではありません。

やっぱり標準点という、本当に、何ていうんですかね、業務をきちっとできていないという評価が付いた職員に対してだけ減額するというような制度となっています。

厳密にいきますと、他市の先進事例などで聞いておきますと、やっぱり下位評価になる職員というのはほとんどいない。大体皆さん標準より以上になる職員が多いというふうには聞いております。

今回、新制度をこの4月から始めているんですけども、実際まだ評価結果というのは、来年1月にならないときちっとした評価結果が出ないんですけども、恐らく先進事例があるように、下位評価になる職員というのは、やっぱり皆さん頑張っていますので、ほとんど出ない結果になるのではないかなというふうに予想しております。

原資を出す分で、幾ら下がるかという質問ですね。全体の0.02月になるので、ちょっと待ってください。（「委員長、すみません」の声あり）

○山本市長 すみません、ちょっと今調べていますので、少しお時間をください。別の質問に対して、私のほうからお答えをします。

職員に求める人材像というお話が先ほどありましたので、また泉南市のホームページのほうに人材育成の基本方針というものを新しく変えましたので、そちらに詳しく載っております。

主に一般職に求める人材像としましては、泉南市の未来を考え、市民とともに働き、市民に信頼される人材というところがまず1点です。それから、未経験のことでまずは一步を踏み出す気持ちを持つ、挑戦できる人材。それから、自ら考え、調査をし、複数の選択肢を提案し、実践できる人材。それから、自分自身の成長と組織の成長に喜びとやりがいを見いだせる人材が基本的な一般職員に求める人材像として書いているものでございます。

もう1つは、監督職に求める人材像としましては、プロとしての卓越性を有し、部下職員や関係部署から頼りにされる人材というものがあって、管理職に求める人材としましては、組織の目標達成に向け、部下への権限移譲をし、責任を負

うことができる人材というふうにしております。

その他の職員に求める人材等も、この人材育成基本方針に載せているところでございます。

今回このように議案を上程させていただいておりますけれども、この泉南市におきましても、やはりこのしっかりと今言ったような人材像をしっかりと育てていく、組織として育てていくということも1つですし、当然のことながら、頑張っている人はしっかりと評価をします。

ただ、一般企業と自治体というところは、全く性格が違うというも、もちろんそうございまして、今回のこの構築に当たりましては、府内の事例を人事部のほうを中心としまして、参考事例等を勉強する中で、まずはこのような形でやっていこうというふうに決定をして、議会に今お示しをしているところでございます。

確かに、組織で、しかも新しいことをやるというところですから、いろんな懸念であったりとか、いろんな意見が出るというのも、私も承知しております。

今回のものが人事評価制度の変わったこととか、今回上程をしているものを通して、これで全て終わりというわけではなくて、やはりその組織を挙げていくために、しっかりといいチームプレーをやって、住民サービスを向上させていくと、組織力を上げていくということを考えれば、やはり日頃からどういう制度設計でいくのが一番いいのかという、この改変を繰り返していい組織になっていくというのが、非常に大事だというふうに思っております。

まず、この第1歩目、第2歩目というところで、今回この条例案を出させていただいております。

以上です。

○石谷行政経営部参事 すみません、参考に金額を申し上げますと、令和5年6月の賞与のときの勤勉手当で、一般職の勤勉手当の額に対して、大体総額で2%というのは300万円ぐらいというのが、0.02月で2%、（「1人では」の声あり）1人については7,000円ぐらいになります。平均になるので、ちょっとその一般職の中でも係員と課長級、部長級となると、ちょっと差が出るんですけども、平均したら大体1人7,000円ぐらい

になります。

あと、窓口については、どんな目標を立てるのかという質問なんですけれども、もちろん窓口で市民対応というのは、市民満足度というのを図らないと、その成果というのは計れないという形になっています。

ですので、職場の中でより効率化が図られるような、きちっとしたマニュアルをつくって、それを職場の中で研修内容として活用するというような目標設定を立てることで、その職場全体の効率が上がるというような目標設定となりますので、そういった目標を、ルーチンワークの多い職場では立てていただくような形、結果として今年度はそういうことが多いです。

滞納対策に関しましても、もちろん大変な仕事になっていますので、単に差し押さえするというのが高い目標ではなくて、その滞納者と良好な関係性を取るために、誠実に話し合いを何回も進めて、滞納が長年にわたり続いているような困難ケースに対しても、解決に向けて努力していくという部分が達成できれば、その高い評価になるというような目標設定の仕方というのを例示として、こちらのほうとしても上げさせていただいている次第です。

コミュニケーションを密に、この制度がなくてもおっしゃっていただいたんですけれども、私、先ほど申し上げたのは、この新しい制度になる前の制度ですね。もちろん人事評価の制度に関しましては、地方公務員法で導入というのは義務化されております。

ですので、地方公務員としては人事評価という業務は絶対しないといけないことになっております。その中でどんなふうにしていくかというのが、それぞれの自治体でいろんな制度を活用してやっていくということになっていますので、去年までの人事評価の制度といたしましても、もちろんコミュニケーションを取っていくということ、面談は必ず行っていくということは、必須というふうにしてはおりますが、今年度につきましても、それをきちっとやっていただくという形で皆さんにお願いしているところです。

業務の内容について、平等に本当にできるのか

ということなんですけれども、今回の人事評価制度に関しましては、この4月から新しく運用しております新しい人材育成基本方針と連動するような形で、その能力評価シートのそれぞれの項目を求める能力を設定するという、求める行動を誘導するような形の能力評価シートを活用するような形になっております。

公務員として、それぞれの職階に応じてこういう行動が求められるということに対して、そういう行動ができたかできていないかということで、評価の点数を付けるような形になっております。

もちろん業績評価シート、高い目標を設定して、それだけが評価の結果になるのではなくて、業績評価シートでの業績評価の達成度、プラス能力評価シート、それぞれ求められる行動が取れたかどうかということの点数を合わせた総合点での評価結果というのを、勤勉手当に活用するという制度を取っておりますので、一概に、不平等が生じるということはないような設計にしております。

以上です。

○河部委員長 大森委員、もうちょっと質問をコンパクトにしてください。（「そんなん……」の声あり）もう長くしたって、同じことを繰り返している。（「そんなことない、同じことを答えている」の声あり）

○大森委員 聞いてもなかなか、どう言うのかな、今も答えられないことがあったりとか、メモが飛び交ったりとか、それからそれぞれみんなが話して、委員さん側からシートと言われたりとか、どう言うのかな、ちゃんとこの条例の中身が僕らにも十分伝わっていないと思うし、庁内でもちゃんと伝わっているのかなというふうに思います。

市長のほうからも、懸念は確かにあるやろうと。一歩ずつ第1歩、第2歩とやっていくというふうな話もありましたけれども、何かやっている感を出すための条例じゃやっぱり駄目だと思うんですよ。おっしゃったようにほかの先進例を見たら、良好じゃない職員さんはいないということだったわけでしょう。

そやけど、同じ職場の中で仕事をしておっても、差ができるということで、いろんなプール事故のときもそうやったし、くみとり券のときもそうや

ったけれども、やっぱり風通しのいい職場をつくらうというのが、そのときにずっと言われてきたことなんですよ。

やっぱりこういうやり方というのは、風通しのいい職場にはほど遠いと、ほど遠いと言ったらあれですけども、やっぱりそれが難しいような、競争社会の中で育ってきた皆さんが、また競争するというようなことになりかねない。そういうものだというふうに思うんですね。

だから、国の制度だからやらかなあかん。だからやるというのも、それはあんまり、だからするんですよと言うたって、本当にこれは生活に関わる問題ですし、8万減るような方、どれぐらいいらっしゃるか分かりませんが、これはもう大変なことだと思うんですね。

だから、もうちょっとどういうのかな、これが本当に職員のプラスになるような制度じゃないというふうに思うんですね。

市長がおっしゃっていただいたいろんな職員像を見ますと、やっぱり未来を考えると、挑戦とかおっしゃっていたけれども、1年で結果が出るようなものじゃないですからね。1年これこれしますという目標を掲げて、1年でできるようなものじゃない。もっと長いスタンスで考えるような目標をやっぱり市の職員像として、理想の職員像としてあるわけですから、もうそれに見合ったような、もうちょっと制度のつくり方というのがあったんじゃないかと思うんです。その点を最後に、どうお考えですか、お答えください。

○石谷行政経営部参事 庁内できちっと伝わっているのかという質問に対しましては、昨年度から新しい人材育成基本方針をつくって、その部分についても4月以降、全職員を対象に説明会をさせていただいております。

また、その人材育成基本方針の中で、新しい人事評価制度もやっていくんだということも掲げておりますし、この人事評価制度に関しまして、別に今始めたわけではなくて、もともと人事考課という制度から始まって、地方公務法が改正された平成26年から人事評価という形に変わり、また平成28年度、また本市におきましては、平成31年度から、管理職に対しても勤勉手当に活用すると

というようなことを、これまで行ってきております。

今初めて人事評価制度を始めたわけでもないの、ただ管理職だけに活用していた勤勉手当の金額を、一般職にまで広めるということで、よりきっちりとした評価体制であったりとか、評価基準であったりとか、評価目標の制定であったりとかということが必要ではないかということで、新しい人事評価制度をつくったという次第です。

その評価結果が皆さん納得いくような結果になるように、これまで庁内全体でばらつきがあったレベル設定であったりとか、今後ですけれども、1月の期末評価に関しましては、その評価自体が本当に厳し過ぎる部局になるんじゃないか。優し過ぎる部局になるんじゃないかというようばらつきを抑えるために、いろんな会議を行って、そういう部分をきちっと、平等に評価できるような形をつくっていきこうという形で始めております。

もちろんその御心配いただく部分についてはあるかとは思いますが、市長がおっしゃるように、一つ一つ順を追って、この制度に職員もきちっと慣れていただくというか、運用に携わっていただくことで、より浸透していくものだと感じております。

風通しのよい職場というのは、もちろんそのおっしゃるとおりで、今までの不祥事に関しまして、もちろんその都度風通しのよい職場というのは求められているということで、それに基づいてもちろん人材育成基本方針もこの人事評価システムもそのツールの1つとして、活用いただくという部分になっております。

ですので、あくまでもこれは人に順番を付けるものではなくて、人材育成のツールとなるようなものだというふうに感じております。

また、順番を付けることで、生活にも影響があるのではないかとということなんですけども、これにつきましては、やっぱり市民の方々から、勤勉手当というのは、職員の勤務成績に応じて払うものという形で条例でも設定されております。

じゃあ、その勤務成績というのを何を基に勤務成績に応じてということなのかということを確認するために、今回の条例改正で人事評価の結果というものを明確に表現させていただいた次第で

すので、これは市民に対する勤務成績に応じて私たちは勤勉手当を頂いているんだという部分の説明責任という部分でも、十分に説明できる部分となります。

逆にどういう勤務成績を活用して勤勉手当が払われているのかという部分は、これまでもほかの自治体で訴訟案件となっているような事例もごございますので、そういうことがないように、泉南市では人事評価の結果に基づいて勤勉手当に反映するという部分を、この条例を改正することで、文言の訂正を行うというような内容になっております。

以上です。

○河部委員長 ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○大森委員 反対で討論させていただきます。

職員の皆さんに伝わっているのかというようなことを言いましたけれども、これはあんまり良くない表現だったかと思えますけれども、職員にやっぱり受け入れられているのかというようなことは思いますよね。

それとか、これが入るともう大変複雑な業務がまた増えると。評価自体が難しいです。人を評価するみたいなことは、そうやってなかなかできるものでもありませんし、正しい評価というのは、本当に難しいと思うし、またそれが生活に関わってくるようなことになってくるということであれば、これはやっぱりもうちょっと、どういふんかな、受け入れられるものじゃないというふうにも思います。

勤勉手当の中身を説明するために、この制度を入れたわけではないと思うので、やっぱり目標は風通しのいい職場であつたりとか、やっぱり市民の皆さんにどんだけ喜んでもらえるような仕事ができるかということなので、それを考えると、やっぱりこの新しいこの制度というのは、問題が多過ぎるというふうに思いますので、反対いたします。

○河部委員長 ほかにございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河部委員長 起立多数であります。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「泉南市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○澁谷委員 よろしくお願ひいたします。お聞きしたいことは、今回この第12条の地域環境保全対策奨励金というのが今回新たに設けられました。今回この条例制定というのは、もう奨励金にせよ、また交付期間にせよ、それ以上の対応をされているので、すごく企業立地については、他市に負けないように、いい企業に入ってもらえるような、この条例自体はすごく評価をしたいと思えます。

ちょっとお聞きしたいのは、この第12条の地域環境保全対策奨励金というののが、この2号のいわゆる宿泊業を行う事業者です。これに限られて定められていて、ちょっとこの内容がもう1つ分からないんですけれども。

周辺の環境対策とか、周辺の防災対策とか、周辺の景観保全対策、これらに係る費用について3,000万円を上限に奨励金を出すということは、このホテルというのは、新しいホテルのことを言うんですかね。新しくホテルを建てた場合ですかね。

そのホテルではなくて、こういういわゆる先ほど申しました環境対策とか防災とか、景観保全の対策の何かホテルの敷地内か、ここに書いていますように、宿泊施設の同敷地内にあるとかということ、この辺をちょっと具体的にどういうことを示しているのか、ちょっとお聞かせください。

○古木成長戦略室次長兼連携戦略課長 第12条の地域環境保全対策奨励金についてでございます。

地域環境保全対策奨励金に関しましては、周辺の環境対策や周辺の防災対策として、一例ではありますけれども、幹線道路沿いであれば、歩道周辺の歩道の整備や歩道の管理を担っていただくということや、防災対策としては、津波ステーションの設置であつたり、防災掲示板であつたり、また防災時に活用できる蓄電設備等々を配置してい

ただくなど。

また、景観対策としましては、その地域に同化するようなホテルの色合いの施しがあったり、ホテルということでもかなり大きな建物になるかと思えますので、地域と分断されることも考えられますので、その辺を緩和するような周辺の緑化であったり、景観の美化などに努めていただく設備を整えていただけたらというところで、この条例を制定させていただいています。

一例ではございますが、紀の川市におきましては、こういう条例も制定をされておまして、実際に紀の川市にホテルが誘致されてございます。そのときに、農業従事者に対しての里道や水利への配慮としまして、ホテルで使用した水を排水を昼間に流さないでくれという要望が非常に強かったために、夜間にのみそのホテルの排水を排水するというような特別な設備を施したというところで、この奨励金を適用させたという例も聞いています。

本市に関しても、地域内、市街地と田畑が隣接していたり、また下流に田畑があったりというところで、紀の川市とも似ている地域柄もございませので、その辺も視野に入れて、この条例を参考に導入をさせていただいたところでございます。

以上です。

○澁谷委員 ありがとうございます。そうしますと、そういうさっき言われた紀の川市だったら、そういう設備ですよ。そういうふうには防災にしても何にしても景観にしても、施した設備に対して上限3,000万円を、そのホテルの建築、ホテルそのものではなくて、そういうものに対しての奨励金を出しますということと理解してよろしいのでしょうか。

それと、昨日もこのことについていろんな意見がありましたけれども、第6次産業といいますが、泉南市の特産物とか、泉南市の独特なものを使って、それを加工して、第6次産業的な意味合いとなる会社とか、またこの雇用、泉南市民を優先的に雇用してくれるとか、そういう企業に対しての奨励金というのは、お考えではないのでしょうか。

それで、さっき言いました2号指定業者に限ってその第12条は適用されるのでしょうか。一般の

会社がそういうことをしても、ホテルをする事業者のみに、この3,000万円の環境保全対策奨励金はお渡ししますということなんでしょうか。その点だけ、ちょっと確認させてください。

○古木成長戦略室次長兼連携戦略課長 今回の改正に関しましては、委員御指摘のとおり、2号事業者というところで、ホテル事業者のみへのこの12条というのは適用にさせていただきます。

それと、市民雇用につきましては、立地奨励金と同様に、市民の雇用に関しましては20万円で上限1,000万円で50人までお雇いいただけるというところで、この宿泊関連事業に関してもそのような適用をするようにさせていただきます。

それと、6次産業、特産物のところでございませけれども、分類の中で製造業の中に、食糧品の製造というところで、製造業というのが入ってございます。

その中でいろんな食品の加工であったりというところの事業者も対象になってございますので、そういう6次産業事業者であっても、この条例の敷地面積であったり、該当されれば適用になるというところでございます。

以上です。

○澁谷委員 最後に、先ほど言いました雇用促進奨励金というのは、分かるんですけども、これは泉南市民の方のみを雇用した場合の奨励金ですか。泉南市民以外の方が働く、雇用、そうですね。ちょっとそれだけ最後に。

○古木成長戦略室次長兼連携戦略課長 企業立地促進条例に関しましての雇用促進奨励金というのは、全て泉南市民のみを対象としてさせていただきます。

以上です。

○古谷委員 1点だけ質問させていただきます。企業立地なんですけれども、この条件で大体見込みは何%ぐらいなんです。僕から言わせたら、ちょっと少ないような気がして。

あともう1点確認したいのは、今回泉南市は結構こういうのを広く誘致するんですけども、国とか府ですね、その辺のお金の引っ張り方、そういうのはここにプラスアルファにできないのかどうか。

というのは、僕が何でこれを言うかという、

静岡だったかな、泊まったところがやっぱり駅の
庁舎を建てるときに、国からの負担というか、資
金が半分、幾らか結構負担、応援する金額があっ
たりしたんですね。

やっぱりそういう制度も利用できるのであれば、
なおかつそういう大手の宿泊施設が行けるんじゃ
ないかなと思うんですけれども、僕はちょっとま
だ弱いかないという感じはするんですね。この泉南
市の田舎に来てもらうというのは。そういう制度
もないのかどうか、もしそういうのがあれば、や
ってほしいなという要望としてお願いしたいんで
すけれども、その辺を。

○古木成長戦略室次長兼連携戦略課長 今回の改正
によつての、その見込みのパーセントなんですけ
れども、申し訳ございません。そのパーセントに
つきましては、今後こういう条例を改正して、ど
んどんアピールしていくというところで、企業さ
んに興味を持っていただくというところで、努力
をしていきたいというふうに考えてございます。

それと、国・府の補助は使えないのかというこ
ろでございませぬけれども、1点ちょっと企業立
地のほうの大阪府の制度ですけれども、産業集積
促進税制というのがございます。

それについては、りんくうタウン内に限られる
んですけれども、うちがこの企業立地の指定事業
者に指定した事業者という形にはなるんですけれ
ども、大阪府のそういう税制の優遇が受けられる
ということはございます。

ただ、国のほうのその制度の適用については、
すみません、ちょっとまだそこまで認識はしてご
ざいませぬので、ちょっとその辺をしっかりと勉強
していつ、今後のアピールのプラスにつなげて
いきたいと考えます。

以上です。

○森委員 昨日からいろんな意見がございましたけ
れども、この条例改正の提案理由が、優遇措置の
拡充及び指定要件の緩和により、一層の企業立地
を図るとあるわけなんですけれども、はっきり言っ
て、優遇措置を拡充して指定要件を緩和したからとい
って、一層の企業立地が図れるということはない
ですね。

当たり前の話ですけれども、これはね。必要条

件ではあるけれども、十分上限ではない。受け皿
の1つを整備したにすぎないということです。当
然受け皿はほかにもあると思いますので、この企
業誘致というのはこの自治体でも主に産業振興
策の1つとして、地域の繁栄、振興、やがては税
源涵養につなげたいという思いで、力を入れてい
るわけです。まさに、言うは易しいけれども、行
うは難しの分野であります。

現実に泉南市の地域の実情を踏まえて、どのよ
うな考え方と進め方で、具体的に企業誘致活動
を展開すればいいのかというような実践に即した企
業誘致に関する研究は、この泉南市においては不
思議なほど全く行われてこなかった。これは事実
だと思います。

その責任はなへんにあるのかということ、今
さら言うつもりもありませんが、我々、私も含め
て議会にも幾ばくかの責任があったことも事実で
あろうと思います。

そこで、起死回生を期して、山本市長の肝いり
で成長戦略室が登場したわけなんですけれども、
昨日もありましたけれども、早くもこんなんでい
けるのかという声が上がりましたんですけれども、
行けるも行かんも、昨日今日の話じゃなくて、こ
れからの勝負だとは思っています。

ただ、そういう声が上がるといっても、ある意
味私も分かります。結果を出せるか否かの要因は、
その成長戦略室という名のおりに、戦略、この
戦略が、成長戦略室の戦略がこの誘致、企業誘致
ということに関しては、私は明確になっていない
ような気がします。示されたんだったら、私がボ
ケたんだらうということなんでしょうけれども。

それから、その戦略と戦術、そしてその戦術を
実践するアクション、これがどうなっているかと
いうことを、大ざっぱな話で、大まかな話で恐縮
ですけれども、改めて示した上でかかっていただ
かないと、議員並びに市民の皆さんの理解は得に
くいんだろうと思います。

企業誘致というのが競争である限り、戦略なき
ところに成功はない。戦略はあるんでしょうけれ
ども、私が聞き漏らしているのなら、その一端で
もお示しいただければありがたいと思います。

それから、戦術については、いわゆる企業誘致

活動と、それから今の1つでもあります受け皿整備、これが2つの柱だと思いますけれども、発表できる内容があれば、それもお聞かせ願いたい。

それから、戦術を実践する行動レベルの要因は、まあまあ簡単な話、行動力です。行動力そのものだと思います。その成長戦略室の行動力の質と量についてどのようにお考えなのか。

唐突に変な話をして申し訳ないですが、お答えできる範囲でお願いします。

○古木成長戦略室次長兼連携戦略課長 非常に厳しい、難しい御質問でございますけれども、まずもって我々は本条例を改正するに当たっては、確かに委員御指摘のとおり、条例の内容を改正するだけでは身にならないということは、理解はさせていただいています。

この条例改正を御議決いただいた暁には、しっかりとこの条例改正をアピールして、どんどん周知をしていくというのが、まずもっての作業かなと思っています。

それと、やはり今までいろんな事業者とも、連携戦略の中でお会いをさせていただいてございます。そのようなところにも、しっかりとそういう御紹介企業がおらないのかどうかというのも、この条例改正をしっかりと伝えていくということをやっていきたくと考えています。

それと、市長におきまして、本市に関するアピールについては、いろんな場に出向いていただきまして、また民間企業が集まる会合等にも積極的に参加をいただきまして、本市のアピールに努めていただいております。

そのような中で、我々としても、そういうパイプをしっかりと逃すことなく、この辺の御説明をさせていただいて、本市というのをどんどん盛り上げていきたいというところでございます。

行動力というところでございますけれども、実際、委員が前にも御指摘をいただきました。やっぱり座っているだけでは、なかなか企業誘致、企業立地というのは成功しないんじゃないか。しっかり出かけて、もう帰ってこんでもええぐらいの意気込みで頑張らないかんじゃないかという御指摘も、過去にはあったかと記憶をしております。

我々の連携戦略、成長戦略室もそうなんですけ

れども、4月に立ち上げをさせていただいて、今鋭意その辺の考え方を整理しながら、どのようなものが最適であるかということ、日々いろいろ考えていっているところでございます。

今現在としましては、まだそのセールスに出るまでというところまでの行動力というのはないんでございますけれども、そのような中でも、今まで窓口が多岐にわたっていたというところもございましたので、まずもってその窓口、1番目の窓口を整理をして、成長戦略室に決めさせていただきます。

そこで、市の概要であったり、企業立地の促進条例のインセンティブ等のアピールであったりというところのお話をしっかりさせていただきます。

その中で、どういう業種なのか、またどの辺に立地を御希望なのかを聞き取った上で、次のステップである開発部局であったり、担当する部局へ同行させていただいて、進めて、そういうルートを確立することによって、事業者の負担も少なくなりますし、スムーズに作業も進むというところで、我々としては努力をしているところでございます。

以上でございます。

○森委員 分かりました。私は今の話をしているんじゃないくて、これからどうしていくのかということをお聞きしているわけでございまして、そのためにまずいろんな声上がる前に、まず戦略を示すことだと思います。

でないと、周りを巻き込んで進んでいくことは難しい。その上で、戦術も練らなアカン、磨かなアカンし、その上でトップセールスは当然必要ですけれども、やっぱり専従のセールス、訪問回数、やっぱり具体的に示していかないかんですし、情報収集、マーケティング、することはいろいろありますけれども、やっぱり筋道を一本通してやっていかないと、今後も難しい、大変な仕事を背負っているわけで、まあ頑張ってください。

○山本市長 まさにこの企業誘致というか、今のこの泉南市の産業構造、今の状態になっているというのは、当然のことながら、今までの政策と、それから歴史とこの立地状況の積み重ねの中で、今の状況になっているというふうにご

す。

当然のことながら、やはり関空に近い、それから和歌山と大阪を結ぶ中継というか、大阪にも1時間以内、それから和歌山にも行きやすい。いろんな要はこの土地ならではの良さというものがあるわけですが、当然この良さというのは、近隣自治体も全て享受できるわけで、近隣自治体との競争力ということも、当然出てきます。

ですから、やはりまず泉南市に来てもらうというところのためには、まさに営業となる武器、支援制度の拡充であったりとか、ちゃんと場所が確保できているのか。それから利便性がどうなのか。それからそもそも熱量はどうか。こういったところが必ず他市と比較されるところでございまして、今回の条例を上程させていただいておりますところは、支援制度の拡充ということで、今回上げさせていただいております。

産業構造に関するビジョンというところなんですけれども、非常に逆にいえば、これまでの泉南市の戦略で具体的な産業構造に関するビジョンがなかった。それはそうだと思います。

なかったら、なぜなかったのかというふうに認識しておるかという、基本的な例えばりんくうタウンのほうに企業の集積をしてきたわけがございまして、これが1つ政策として実現してきた結果、あれだけの企業の集積があるんですけれども、じゃそれぞれの企業の性格を見ていくと、特に何かに特化したラインができていないというところで、浅く広く、取りあえず来ていただける企業に関してはウエルカムというところで、結構つくってきた部分があると思います。

ただ、やはりその特定の業種に絞って、選択と集中で企業の誘致を図っていくのか、それとも取りあえずやはり絞るほどの引きがないから、逆に浅く広くいくんやという、この方針、この方針転換1つとっても、かなり何ていうんですかね、その泉南市政の今後にも渡ってもかなり波及してくるものでございます。

この辺りはしっかりと成長戦略をはじめ、我々ともしっかりと議論をしていく必要があるかなというふうに思います。

そのためには、今議員がおっしゃるとおり、情

報収集が欠かせませんので、まずはこういった支援制度の拡充や場所の確保というのがどういう方法で、泉南市はいろんな条件が付いていますから、どういう方法で場所を確保できるのかというところなんです。

それから、熱量というところは、引き続き上昇させていながら、それを維持していくという、この努力は怠らないように、自分もちょっと今企業さんと話をして面着をした件数というのは、粗々ですけれども、私の携帯の中に入っておるんですけれども、ちょっと今見つけられませんでしたので、また個別でお話をさせていただきます。

しっかりと組織として、企業を誘致していくような道を進めていくんだと。それから全体のビジョンは根本的なところを考えていくんだという姿勢は持ち続けていきたいというふうに思っております。

○大森委員 この条例の制定ですけれども、主な目的がホテル誘致と宿泊施設ということで聞いているんですけれども、特にホテルのりんくう用地に誘致したいと。りんくうの用地の中のホテル用地としてあるところに誘致したいということなんですけれども、ちょっと今までのホテル誘致の経過について簡単に説明していただきたいと思います。

平成28年度にマーケットサウンディングという評価というのがありまして、いろんな企業に説明会なんかを開きましたけれども、そのときの経過、評価はどうだったのか。

僕が覚えている範囲では、宿泊施設はなかなか難しいんじゃないかと、泉佐野市のああいいう関空に近くて、交通の便のいいところもあるから、宿泊に関するような施設は、やっぱり難しいんじゃないかというふうなことがあったと思うんですけれども、ちょっとこのところのことが分かれば教えてください。

それと、今のホテルの用地のことなんですけれども、購入した企業はどこで、府から購入したときに、いついつまでにホテルをつくるとか、そんな条件があったかと思うんですけれども、ちょっとそのところの経過というか、どういう条件で購入したのか、それでどうなっているのか、その点についてお答えください。

それと、旅館・ホテルというのは、泉南市内に幾つありますか。近隣のホテル状況などもちょっと教えてください。本当に需要があるかどうかについて、本当に需要があるかどうかということが大事です。泉佐野市はたくさんのホテルが誘致されていて、ほんで今閉まっているところもたくさんあるのかな。

僕が知っているところでは2つか1つ、3つぐらいあるのかな。一番目に付くのは、日根野の駅前のホテルも今改築されているのかな、だけれども、そういうホテルの需要があるのか、どうかということと教えてほしいと思います。

それと、誘致活動が大事なんだということなんですけれども、令和4年の3月にあった議会ですけれども、その中で、竹中前市長が、これは最後の答弁になるんですけれども、議会の本会議で最後の答弁ではないかもしれませんが、最後の挨拶として述べられた言葉です。

SENNAN LONG PARKが来て、今発展していますよと、その後が続けて、むしろ企業誘致をせずとも、来てくれるような状態になってきたわけでございます。これからはそういう面ではさらに発展していくのではなからうかと思えます。

マーケットサウンディングとか、そういうようなにたくさん業者が今来ている状況なんだと。だからもう泉南市は企業誘致せんでも大丈夫なんだと。1年半前の話ですね。令和4年3月ですから。

それから、どんなふうに状況が変わったのか。今おっしゃっていたのは、ますます企業誘致をやらなあかんとかいう話がありましたけれども、この1年半の中で、どんな変化があったのか。

今、企業誘致しなければならぬ、皆さんもおっしゃっていますけれども、そういう変化はどういうことが理由なのか、お答えください。

それと、この土地を買った企業自身は、どんな努力をされているんですかね。個々のホテルの用地を購入するか、借りたか、よう分かりませんが、その業者がまずホテルの誘致を一番にやらなあかん。それは泉南市の仕事じゃなくて、この土地を持っている人らの仕事だと思うんですね。

それはどんなふうなことになっているのか、教えてください。

それと、これがホテル誘致が決まれば、毎年2,000万円で5年間お金を出すということですよ。こういうお金があれば、例えば給食センターができないのか、それから商業施設の誘致に使えないのか。毎年2,000万円ずつあれば、体育館のエアコン設置とかできないのかと、そういうふうに考えるわけですね。

これは昨日の本会議でも質問がありましたよね。そういうふうなお金の使い道を考えていただきたいんですけども、それはどんなふうにご考慮されるのか。

あと、環境対策で3,000万円出すとおっしゃったけれども、これも本来なら泉南市がやらなあかん仕事だというような説明も前ありましたけれども、この毎年の2,000万円を含めて、例えば農業支援に出すとか、遊休農地の対策に出すとかすれば、今遊休農地にもいろんな市外からの人とか若い人が来て泉南市でもいろんなものを作ってくれているという話を聞きました。

そういう人たちが来ると。それで遊休農地が利用され、遊休農地が利用されれば、もう環境にはいいですよ。いろんなちゃんとした農作物が育つということですし、そこが今大雨とか多いですけども、ダムのおかげになって、そういう対策にもなるわけですよ。

そやから、そういうふうなお金の使い方を考えるべきだというふうに思うんですけども、その点について、どんなふうにご考慮されますか、お答えください。

○伊藤成長戦略室長 多岐にわたる質問なので、所管の部分を中心にしてお話しさせていただきます。

まず、宿泊事業者が今回の改正のメインじゃないかということなんですけれども、こちらは宿泊事業者に限らず、飲食店であったり、本社機能を有する企業さんに対しても、インセンティブとなるような改正にしております。

宿泊事業者をなぜ誘致していくかというコンセプトみたいなんですけれども、まずやっぱり大規模になるということと、雇用関係の言うたら質量も高くなります。

それに限らず、市にとっても宿泊施設があるということで行くと、誘客、集客の際に滞在時間が長くなったりということで、我々が今取り組んでいます様々な取組の中の複合した部分にも好影響を与えるんじゃないかなということで、宿泊事業者へのインセンティブを強化したところでございます。

市内の宿泊施設になるんですけれども、登録されている部分は2件というふうには把握しております。後ほど休業しているところが登録されているかも分からないので、数字が違っておればまた改めて報告させていただきたいと思っております。

また、令和4年3月、前市長の答弁以降、どうなっているかということなんですけれども、その時点でも開店していなくても、事前に協議を受けた部分でいきますと、泉佐野岩出線沿いには、飲食のチェーン店もありますし、市内の各所においても、こちらチェーン店ですけれども、ドラッグストア等が数店舗出ております。

また、既存のタクシーへの進出ですけれども、大型の量販店の出店もありましたし、そういったことで行くと、本当にこれまでと比較してもかなりの件数が出ているんじゃないかなと。

特に、物流系に関しては、現在もう倉庫等も建てていただいているところもありますし、お話もたくさんいただいているところでございます。

今回の改正条例の奨励金等の部分で5年間お金を出していくということなんですけれども、あくまで固定資産税、都市計画税の2分の1相当額を例えばホテル事業者であれば年間3,000万円を上限としているところでございます。

改めて、市としてお金を出すわけじゃなく、増加する税収に対する半分をお出ししていくということで、交付税の相殺分とかあるんですけれども、5年間例えば出したとしても、そのさらに5年、10年間で基本はペイできる仕組みという今回の改正案の趣旨でございます。

それ以外にも出店、立地していただけると、雇用であったり、直接的にいくと償却資産税というのも増えていきますので、もっと端的に言うたらペイできる期間が短縮されるかなと思っております。

同じような考え方で、地域環境支援の部分をお伝えして、遊休農地等との比較をされていましたが、あくまで今回のホテル誘致への取り組みへのインセンティブという考え方で、こちらは改正案を出させていただいております。

遊休地の対策というのも大事だと思うんですけれども、それは本来の市の全体の施策の中で一緒に考えていきたいと思っておりますし、我々としては宿泊業に特化して、今回そこで完結するような部分を提案させていただいたところでございます。

以上です。

○市川都市整備部次長兼都市政策課長 委員おっしゃったマーケットサウンディングというところで、すけれども、平成28年度に泉南市営りんくう公園、今のSENNAN LONG PARKの事業化に対しまして、マーケットサウンディングを行っております。

時期につきましては、平成29年1月に実施の説明会と現地見学会を行っております。そちらには説明会には26社、現地には17社来ていただいて、その後、個別対話ということで、9社と市役所におきまして、個別対話を行っております。

もともと泉南りんくう公園の事業と宿泊施設の事業を一緒に発注するという方針で進めておりました。両方やってくれる事業者はないのかということで、マーケットサウンディングをしたわけです。

いろいろ御意見を聞いている間に、やはり公園の整備とホテルを両方やりますよという事業者さんというか、その可能性がほぼなくなりましたので、公園事業者さんの募集を泉南市が行いまして、大阪府が当時持っておりました分譲地につきましては、宿泊を条件にして売却してくださいというふうなことになった次第でございます。

宿泊施設用地ですけれども、平成31年2月28日に大阪府がSKハウジングに売却しております。面積は1.2ヘクタールでございます。その条件といたしましては、ホテル営業の用途などに供することになってございます。

土地引渡し後、契約の条件ですけれども、2年以内に建設に着手し、4年以内に事業を開始する

ことを条件に付されておりましたが、コロナ禍等によりまして、一斉に宿泊業というのが前に進まなくなったということで、なかなかSKさんも直接いろんなホテル事業者さん等々と直接いろんなホテル事業者さん等とお話をしているというのは、その当時は聞いておりましたけれども、コロナ禍でちょっと難しくなったというふうに聞いております。

現在は、またインバウンドのほうも戻ってきておるんですけども、今度は物価が高騰しているというのと、人材不足というのがありまして、なかなかホテルができて開業できないというふうな事態も発生しているというふうに聞いておりますので、我々直接SKさんとお会いしたこともありますが、売却の契約というものは、大阪府の現在の都市計画局のほうになってございますので、そちらのほうからの情報によりまして、SKさんはいろんなホテル運営事業者さん等と商談をされているというふうには聞いております。

以上でございます。

○河部委員長 確認ですけれども、この事業については大阪府が主導で行っているということではないですか。

○市川都市整備部長兼都市政策課長 売却したのが大阪府さんになりますので、条件は付けてくださいといったものの、市が直接そのSKさんをお願いするかという立場にはないのかなと。ただ、SKさんも市と一緒にというふうな気持ちもあるというのは聞いていますので、何かあったら泉南市のほうにも御相談いただいたら、お力になるころはなりますよというふうな形になってございます。

○大森委員 まだ大分質問の答えが返ってきていないのと違うかな。いや、返ってきていない。全然返ってきていない。

○河部委員長 抽象的過ぎるんじゃないですか。

○大森委員 いやいや、そんなことはないよ。具体的に挙げた令和3年4月の竹中前市長の話がありましたやんか。

○河部委員長 答弁しているじゃないですか。

○大森委員 企業誘致はないと。なんか1年半で変わったということは、そうしたらさっきの話でい

えばあれですか、コロナがあったとか、建築材料費が高くなったとか、そういうことですか。だから、1年半の間にこれはできなかったという、竹中前市長はもうそんな企業誘致せんでもええよというふうに言うていたけれども、企業誘致しなめかん辺りは、そういうことですか。1年半で。

だからね、1年半でこっだけ変化があるんですよ。そんな単純に税金が入ってくるとか、雇用があるとか、そういう見通しはやっぱり甘いんですよ。甘いし、そういうことを言うてやるというのは、本来の泉南市の仕事は何かということを考えてほしいんですよ。学校とか、農地とか、農業とか、地元とか、そういう仕事をやっぱりやってほしいんですよ。

それと、今回ホテルのことでいえば、昨日かおとといかありましたけれども、もう風もきついているのありましたよね。風がきつくて、なかなかもうマルシェも開かれへんと話がありましたけれども、いろんな条件の難しさというのが、また開業してきたらできてきているわけでしょう。

そんな単純に、いや、もう税金が増えますとか、何かそんなん言うのはどうかということです。それでもSENAN LONG PARKが出て、数年になっていますけれども、そんなに泉南市が基金なんか増えているから、いろんな効果もあったんだけど、それを市民に還元するような形でやっているということは、あまりないと思うんですよ。だから、そういうところをやっぱり改善してほしいというふうに思います。

ホテル・旅館は幾つ、2つとおっしゃったのかな。それも全然違いますよね。これ幾つあるのかな。泉南市にホテル、旅館業に基づく営業許可施設というのは12ありますよ。簡易宿所というものもあるから、民泊と言われるのは住宅宿泊業法に基づく届出住宅というのもやっている。それは2つですね。

旅館・ホテルというのは7かな。13あってそのうち簡易宿泊施設があるから、ちょっとその辺の何ちゅうかな、調査とかおっしゃるけれども、まず泉南市がどんなホテルの状況になっているのかとか、宿泊施設がどんな状況になっているのかとか、近隣がどんな状況になっているのか、本当に需要

があるのかどうかとか、そういうことをちゃんと調べた上でのことではないんですね。今の話を聞いても、2つとお答えになったので、何のことを答えているのかなと思ったけれども、ちょっとそういうようなことを含めて、この条例というのは、問題が多過ぎるというふうに思います。

どうですか、竹中前市長のこの最後の答弁と比べてみて、もう企業誘致せんでええとおっしゃっているんですね。それができなかった。そんな単純に思いどおり進むものじゃないということは考えておられますか。

それと、企業誘致よりもしなあかんことが、市として公共としてやらなあかんことがあるということについては、どんなように考えておられますか。

○山本市長 まず、大前提ですけれども、今回の上程しております条例案ですが、これは産業、企業立地に関しますけれども、それと教育とか農業とかというものは並列にするという自体がまず間違っていますね。そういう質問は違いますね。

じゃ、その教育に全て投資すればいいとか、そういうのは農業に転換すればいいとか、そういう話じゃなくて、全ての分野においてしっかりと住民サービス、それから発展を促していくための政策を怠らず考えていく、検討していくと。

それは今回の一般質問でも、皆さんから質問をいただいて、我々行政側は答弁をしてきたとおりでございますから、何も学校のところに対する予算とか事業をおろそかにしているわけではありませんから、そこは間違えなきようにお願いしますよ。

それから、先ほどからずっと言われていますけれども、まず今年度から始まりました新しい第6次の総合計画、これを策定するに当たって住民さんにアンケートを取りました。

それは恐らく見られていないんじゃないかなと思いますけれども、まちづくりを活性化させるために、住民さんにアンケートを取って重点を置くべきことについて答えていただきました。

1番は、道路整備・公共交通の充実、これが1番です。次は、魅力ある商業・サービス業の振興、その次、雇用機会の拡大・安定化、その次、企業

誘致や起業による産業の創出支援ということで、まちづくりの活性化を進めていくために、非常に重要であるというふうに答えているところ、上位4つのうちの3つが産業・企業立地に関することでございます。

そういったところからも、住民からのニーズが非常にあるというふうに考えてございますし、竹中前市長の答弁と私の答弁は全く違いますから、私の考え方がございます。

確かに、竹中前市長が推進してこられた SENNAN LONG PARK をつくることによって、SENNAN LONG PARK の中にいろんな飲食店がたくさん来られた。それはそうやと思います。

ただ、先ほどの産業構造のビジョンで考えたときに、例えばこういう業種に絞って狭く深く泉南市はこういう業種に特化をしているような産業構造になっているというような企業誘致の形態をもし取ろうと思えば、たくさんのニーズをここで生み出さないと、そういった選択と集中はできないわけでございます。

ただ、今の泉南市におきましては、それほどにたくさん事業者さんから泉南市に来たいというような声が、それほどたくさんあるわけではありませんから、まず前市長と私の前提において、企業が来たいと思っているニーズの捉え方においては、多分前提が違うと思いますので、そこを一緒にたにされたら困るかなというふうに思います。

それから、この1年半におきましても、先ほど担当からありましたように、物価高騰も非常にありますから、就任当初にいろんな話があったけれども、今、物価高騰があつて、なかなかその話が鈍くなってしまったということも、十分にありますから、本当にその時々でこういう経済事情は変わりますから、これに関しましては、まさに成長戦略室がその時々々の社会情勢に応じて、しっかりと対応していかなければいけないし、だからこそ、我々はその熱量を変えずに、高い熱量のまま営業しに行かなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○伊藤成長戦略室長 旅館の数という御質問の中で、

僕のほうがちょっと旅館業法の中では、本当に簡易宿泊所であったり、下宿宿泊所というのも入っているんで、登録は多くなると思います。

その中の位置づけで、ホテル・旅館営業という表現があって、そこになると簡易宿泊所であったり下宿所というのが減っていくということがあるので、それぞれ登録という項目で数が変わると思います。

もし、詳細が御必要であれば、また言っていたらいいと思いますし、我々は今回宿泊所の形としては、30室以上というのも想定しながらやっておりましたので、市内で2社で、ちょっと特殊な登録ですけども、SENNAN LONG PARKの都市公園内に2件あるので、一般的には4社という表現が正しいのか、ちょっとこの辺も整理した上で、また委員長とちょっと御相談させてもらって、詳細な資料のほうの提供をさせていただきたいと思います。

以上です。

○大森委員 ホテルの数、旅館の数というのは、資料請求して出してもらった数なんですよ。だから、一般的に言われるこういう数ですよ。その中には思うように、ああ、これはホテルに入るのかな、この名前を見るというようなところは確かにありましたけれども、ただ2つというふうな認識は、やっぱりちょっと。そういうことを調べていないということは、ちょっとどうかと思ったので、きつい言い方になりましたけれども、言わせてもらいました。

それと、市長がおっしゃってくれたけれども、ホテル誘致の問題とか、企業誘致、今回特にホテルとでも宿泊施設に特化したことやおっしゃっているから、こういうふうにいるんやけれども、それと農業とか学校とか並列したらあかんとおっしゃっているんですけども、僕はもうせめて並列にしてほしいし、本来の仕事というのは、農業とか学校とか、市長の言葉を借りたら、稼がない仕事、稼がない仕事のところをやっぱり市民の生活に回すという、そういうお金を回してほしいということなんですよ。

だから、いろんなところで、説明とかで皆さんおっしゃるけれども、ホテル誘致が泉南市のため

にどんなことになるんですかと言うて聞くと、いや、ホテルが来ると税金が増える。雇用が増える。税金が増えたお金が泉南市にとってプラスになって、それが市民生活に還元できますと。

最終目的はそない言い方はけれども、やっぱり市民生活をいかにして還元できるかということなんですよね。そうでしょう。

だから、それは並列どころか、本当は今言うたような教育とか福祉とか、稼がない分野への支援が一番大事な仕事だというふうに思っているわけです。

それでも、おろそかにしていないとおっしゃたけれども、それは以前の泉南市、山本市長になる前からこの経過を見ますと、老朽校舎の問題、文化ホールの問題というものは全てやっぱりおろそかにはなってきたわけですよ。

○河部委員長 条例に関係ないですよ。

○大森委員 だから、これを今どうするかということが問題になっているわけで、そのときにホテル誘致なのか、いやいや、こういう教育や福祉なのかということが、今この条例の中でも問われているというふうに思いますね。

このホテル誘致でいえば、りんくうの土地に関するホテル誘致については、大阪府と企業が責任持ってやるべき問題であって、泉南市がどうのこうのと言って汗かくというよりは、ということじゃなくて、やっぱり府と企業の責任でやらせるべきやというふうには思うんですよ。その点、どんなふうになっているのか。

竹中前市長の発言やけれども、山本市長とは考え方が違うという問題じゃないと思うんですよ。ずっとこのSENNAN LONG PARKの中でマーケットサウンディングなんかすると、企業はたくさん、いろんな進出したいという業者がいっぱい来て、これからは要りませんと、そういう事実に基づいた判断ですよ。

だけど、それはじゃこの考え方が違うと、こういう事実に基づいた竹中前市長の考えなんで、それは考え方の違いじゃなくて、1年半、やっぱり状況が変わったんだというふうに思うんです。

だから、考えが違うという言い方は間違っているということもないと思うし、もっと言えばSE

NNAN LONG PARKが来たからというて、企業が来る、税収が増える、そういう万々歳じゃないということじゃないというふうに思うんですよね。その点についてはどんなふうに思いますか。

○阿児副市長 ただいま委員のほうからお話がございましたのは、委員の知見と独自の見解というふうにこちら側は理解しますので、御質問という形では私どもは受け取っておりませんので、答弁する内容はございません。

○伊藤成長戦略室長 すみません、ちょっと今の答弁の後でどうか分からないんですけども……。

○河部委員長 ホテルの数の内容を整理してください。

○伊藤成長戦略室長 ホテルの数の部分は整理して、また委員長と御相談させていただきます。

今度ホテルに特化したというのも、本当に数多くのいろんな取組なんかの1つということで、ここはホテル誘致のほうに今特化したインセンティブをつくったということ。単純に、それだけでございます。

以上です。

○河部委員長 ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○大森委員 反対いたします。やっぱり今泉南市がしなければならないことは、ホテル誘致とか宿泊施設のことではなくて、やっぱり第一にせなあかんことは、学校老朽化対策とか、商業施設の誘致とか、それを一番の目標に置いてやるべきだと。

特に大事なことは、もう稼ぐ、稼ぐではなくて、稼ぐことももちろん大事ですけども、稼ぐところを削るとか減らすとか、そういうふうにならないように、特にやっぱり教育、福祉に力を入れてもらいたいということを考えれば、この条例というのは、やっぱりそれに反するようなものなので、賛成できません。

以上です。

○河部委員長 ほかにございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決

することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河部委員長 起立多数であります。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「動産の買入れについて」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○森委員 これは久しぶりに不思議な入札結果を見せていただきましたけれども、決して不正があったとか違法であるということではなく、正しく行われた入札であることは十分承知した上で、質問させていただきます。

やっぱりこれね、予定価格6,800万円に対して、落札額が3,000万円を切っていると。こんなもん、どう考えても常識的に考えて、赤字で落札していますよね。

それで、最低制限価格も設けていない。ですから、こういう結果が出てきたわけでしょうけれども、これには当然理由があると思うんですよ。その理由を確かめておかないと、今後のこういう問題に対処ができないんじゃないかなと思うんです。

まあまあ積算が間違っていたとか、そういうことでももちろんないでしょうし、要するに以前にも話題になりましたけれども、100円入札とか、そういう類いのものだろうと思うんですけども、これで赤字で落札して、今後見返りとなる、十分な見返りが得られるという下に、計算の下に落札しているんだろうかなと思うんですけども、それをちょっと、その理由を確かめておいたほうが、今後のためになると思うんですけども、どうですか。

○杉本契約検査課長 今御質問いただきました2点、まず落札金額と予定価格の差について大きいということで、御質問をいただきました。

あと、パソコンにつきましては、需要と供給のバランス、あと求めるときの市の仕様、あと必要な設定等、これらについて事業者ごとの取引においても、その価格が大きく変動するというふうにご考えておりますので、厳密な評価というのはなかなか難しいと考えております。

したがって、現在の落札率がこれを計算しますと43.52%となりますけれども、この安価な落札となっておりますが、今回について見れば、

この事業者において、このパソコンについてはこの価格で調達が可能であるということで、入札されたものであると推察されますし、我々が求めております仕様について、今後納入されるということで、特に問題のある入札であるというふうな考え方は持ってございません。

あと、2点目の最低制限価格というところについてですけれども、まず、最低制限価格を設けるに当たりまして、請負という入札に関して設けることができるというふうになってございます。

今回の入札につきましては、物品の売買という形の契約でございますので、地方自治法上、最低制限価格の設定ということではできない形になりますので、原則であります最低価格の落札方式、これによって契約を進めたものでございます。

以上でございます。

○森委員 もう分かりました。ただし、これスペックと積算がそうなる就非常な曖昧な積算であったということになりますけれども。

○杉本契約検査課長 まず、今回求めるパソコンのスペック等については、担当課といろいろ調整をさせていただいて、仕様書を定めたものでございます。

その予定価格を定めるに当たりましては、事業社からの見積もり等を参考に、予定価格を設定するものでございますので、そこで精密性というところが、本当にあったのかどうかということについては、その見積もりを一定参考にする必要がございましたので、それに基づいて予定価格を設定させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○岡崎デジタル推進課長 積算という部分でございますけれども、このたびパソコンの購入に関する入札につきましては、より軽量で、モバイルリティーのよいパソコンという前提で予算取りをしておりました。

ただ、非常に軽量な物品を選定した結果、入札する際に、機器が限られてくるということがございまして、再度改めて仕様のほうを一般的な重量のほうに上げさせていただきまして、当初は2.0キロ未満だったものを、2.5キロ以下ということにさせていただきまして、再度の入札をしたこと

に伴いまして、価格のほう下がったという可能性があるのでないかと考えてございます。

以上です。

○河部委員長 ほかございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○河部委員長 御異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

以上で本常任委員会に付託されました議案の審査を終わります。

次に、閉会中の継続調査の申出についてお諮りいたします。

お諮りいたします。本委員会の所管事項につきましては、調査研究のため引き続き閉会中の継続調査の申出を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○河部委員長 御異議なしと認めます。よって議長に対し、閉会中の継続調査の申出を行うことに決定いたしました。

なお、閉会中において調査を行う事件につきましては、委員長に一任していただきたいと思っております。

以上で本日予定しておりました議案審査につきましては全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をいただきまして誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に御一任していただきますようお願い申し上げます。

これもちまして、総務産業常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時58分 閉会

(丁)

委員長署名

総務産業常任委員会委員長

河 部 優